



十津川

「心身再生の郷」

2022

5

第728号

村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

議会だより

第1回定例会

令和4年3月7日(月)から14日(月)まで、十津川村議会「第1回定例会」を開催し、令和3年度補正予算や令和4年度当初予算、条例改正などを審議しました。また、会期中には、小山手村長が新年度の施政方針、中井教育長が教育方針を述べられました。
今回審議した内容は、次のとおりです。

令和3年度補正予算

●一般会計補正予算(第12号)

歳入歳出それぞれ7,395万7千円を減額し、総額を60億8,657万1千円としました。

●国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ13万5千円を減額し、総額を4億6,975万1千円としました。

●後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ194万8千円を減額し、総額を6,474万6千円としました。

●国民健康保険診療所事業特

●別会計補正予算(第6号)

歳入歳出それぞれ1,360万4千円を減額し、総額を2億152万2千円としました。

●介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ2,591万2千円を減額し、総額を6億9,442万3千円としました。

●貯木場等維持管理事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ430万8千円を減額し、総額を4億2,552万2千円としました。

令和4年度当初予算

●一般会計予算

56億3,800万円

●国民健康保険事業特別会計予算

4億5,233万3千円

●後期高齢者医療特別会計予算

7,039万6千円

●国民健康保険診療所事業特別会計予算

1億8,100万5千円

●介護保険事業特別会計予算

6億9,229万1千円

●簡易水道事業特別会計予算

2億6,359万9千円

●貯木場等維持管理事業特別会計予算

4億7,574万9千円

●十津川温泉事業特別会計予算

2,837万2千円

●湯泉地温泉事業特別会計予算

1,342万1千円

●財産区大字迫西川特別会計予算

116万1千円

条例

●使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

村有施設使用料の変更に伴い、関係条例を整備しました。

●十津川村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき期末手当の調整を行いました。

●特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき期末手当の調整を行いました。

●一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき期末手当の調整を行いました。

●十津川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき期末手当の調整を行いました。

●十津川村行政財産使用料条例

公有財産の管理活用の適正化、受益者負担の明確化による公平性、公正性の確保を図るため、新たに条例を制定しました。

●十津川村国民健康保険診療所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

近隣の村の診療所との金額の均衡を図るため、条例を改正しました。

●十津川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

関連する法律の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

●林道管理に関する条例の一部を改正する条例

他市町村に比べ、占有料の差異が大きいため、条例の一部を改正しました。

●折立駐車場設置及び管理運営に関する条例

村民広場の利用者及び、地域住民の駐車場確保を目的として折立駐車場を設置するため、条例を制定しました。

●村道占用料に関する条例

村道に関する占用料を徴収するため、新たに条例を制定しました。

●農道占用料に関する条例

農道に関する占用料を徴収するため、新たに条例を制定しました。

●十津川村法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

村道占用道に関する条例との整合性をとり、また公益活動を行うことを目的とした団体に対しても減免を適用するため、条例の一部を改正しました。

●十津川村営住宅設置条例の一部を改正する条例

山崎村営住宅が二戸完成したことに伴い、条例の一部を改正しました。

●十津川村河川管理条例の一部を改正する条例

他市町村に比べ、占有料等の記載事項の差異が大きいため、条例の一部を改正しました。

●十津川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

団員の処遇改善を図るため、消防団員の報酬などを改正しました。

●十津川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

国民年金法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しました。

人事

●人権擁護委員候補者の推薦について

十津川村人権擁護委員の候補者について同意しました。

向平 眞司 (折立・再任)

●十津川村情報公開審査委員の選任について

十津川村情報公開審査委員の任命について同意しました。

増谷 良一 (山崎・新規)

森井 美鈴 (谷瀬・新規)
阪口 弘子 (風屋・再任)
玉置 正澄 (折立・再任)
東 友一 (平谷・再任)

●副村長の選任について

松田紀代美(込之上・再任)
前岡 幸英 (上湯川)

契約

●工事変更請負契約の締結について

※工事名
中申残土処分場盛土及び水路整備工事(第5期)
※契約の相手方
光和・岸尾 特定建設工事 共同企業体

※変更前請負金額
2億3,191万3千円

※変更後請負金額
2億3,586万7,500円

※変更による増額
395万4,500円

その他

●奈良県広域消防組合規約の変更について

奈良県広域消防組合規約に定める事項について、変更する理由が生じたため、規約を変更しました。

●指定管理者の指定について

◆施設名
伝習館十津川郷「道の駅十津川郷」

※指定管理者となる団体
ほんまもんグループ

※指定の期間
令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで

一般質問

▼質問

村の林業事業体が安定した事業量を確保するための具体的な政策はありますか。また、山を手放したいといった森林所有者向けの政策はありますか。(松葉正久議員)

▼答弁

令和4年度の予算におきまして、事業体や山主が行う搬出問伐について、予定通りの事業

ができるよう国、県の補助から漏れた要望に対し、一般会計事業で行っている「美しい森林づくり基盤整備事業」の財源の一部として、貯木場特会から予算の繰り入れを予定しています。

方向性についてお伺いします。(中嶋大樹議員)

▼答弁
人口の減少が進む本村では、出生率の増加、移住定住の促進、子育て世代への支援の3つの課題があると認識しており、この3つの課題に共通して不足しているものは住宅の供給だと考えております。村では空き家バンクの登録推進や民間の集合住宅建設補助も念頭に住宅施策を進めていきたいと考えております。

また、村づくりの基本の単位は大字だと考えております。その大字も人口減少で、共助という役割を果たしづらくなってきたと考えております。それを役場が行政として、交通アクセスの抜本的解決などの取り組みにより公助という形でサポートし、各大字の持つ魅力をアップさせることで活気に繋がっていきたくと考えております。

▼質問

へき地の出張診療を取りやめた理由についてお答えください。(井向久昭議員)

▼答弁
出張診療につきましては、一

▼質問

暮らしやすい村づくりの実現に対する課題と将来の村の

▼答弁

現に対する課題と将来の村の

▼答弁

定の評価を受けているところですが、1回当たりの受診者数が平均5人程度と低位に推移しております。現在、薬の処方をお月へ切り替えていく方針であるため、さらに受診者数が減少すると考えられます。また、出張診療では十分な診察、検査が行えないため、小まめな検査フォローができないことに課題がありました。さらに、現在、出張診療を行っている地域は、玉垣内、東中、神納川ですが、地域差が少ない他の地域との医療の平等性に課題があると認識しています。人口の減少や診療所受診者の減少などを踏まえ、また、予約制の導入、消化器内科専門医の派遣など工夫を行うことで、以前と同等の医療提供ができると考えております。

▼質問

新型コロナウイルス感染症が終息しない中で、地域経済の発展について、具体的にとのような施策を行うっていくのかお伺いします。 (榎本正文議員)

▼答弁

地域経済の活性化として、商品券「とつーか」の第四弾を令和

4年度の予算に計上しております。これまでと同様、村民の皆さまに一人当たり1万円の商品券を配布し、地元消費の拡大、地域経済の活性化を図る施策でございます。次に、観光地などで休暇を楽しみながら働くワーケーションが全国的にも普及してきており、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、本村におきましてもワーケーション施設を整備し、雄大な自然や温泉を玉とした、長期滞在型の新たなライフスタイルに対応した観光施策を展開してまいりたいと考えております。また、今年度、民間事業者が観光庁の補助金を活用しまして、周遊観光バスの実証運行を実施しており、小辺路を歩く人の利用や、玉置神社や空中の村、瀨峡への周遊観光として、多くの人に利用いただきました。たくさんの方の観光資源に恵まれた本村において、このような周遊観光バスのニーズは非常に高く、今後も国の交付金や補助金などを活用し、継続していきたくと考えております。周辺地域を旅するマイクログループの契機になるものと期待しております。

▶ 新たに森林の土地の所有者となった人は届出が必要です！



● 届出対象者

相続・贈与・売買などにより、森林の土地を新たに取得した人。
地目が山林でなくても、現況が森林で、地域森林計画に入っていれば対象になります。

● 届出期間

所有者となった日から90日以内に、取得した森林がある市町村に提出してください。

※ただし、1ヘクタール以上の面積を売買で取得した人は、2週間以内に国土利用法に基づく届出が必要になります。

自分の山や家族の山が どこにあるか ご存じですか？

現在、所有者・境界がわからない森林が増加しています。それらを明確にしておくことは、森林施業の集約化に活用でき、今後の森林管理について相談しやすくなります。

皆さんは、自分の山や、家族の山がどこにあるかご存じですか？ 所有状況がわからない山林は、世代交代していく中で、もっとわかる人がいなくなり、管理が難しくなります。管理が行き届かず、災害が起きてしまってからでは手遅れです。

境界明確化の補助金や、相談窓口（十津川村森林組合）もありますので、まずはご自身の所有林を調べてみてください。

「森林の土地所有者の届出書」の様式は、村のホームページに掲載しています。



十津川村HP「林業関係届出」

こちらからご覧ください▶

お問い合わせ 産業課 林業グループ ☎0746-62-0909

▶ 農業委員会からのお知らせ



そもそも
“農業委員会”
とは？



農業委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づいて、市町村に置かれた行政委員会です。

農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項について、その職務を適切に行うことができる人のうちから、村長が任命した農業委員により構成されます。

農地法に基づく農地の利用関係の調整、農地利用の最適化の推進、地域農業を振興するための活動を行っています。

■ 農業委員会への許可申請について

農業委員会は、農地の売買・貸借、農地転用等の申請について審議するため、総会を開催しています。

許可申請する場合は、毎月 **20日～25日**の受付期間内に農業委員会事務局へ提出してください。
(閉庁日の場合は、受付開始日が前日、締切日は後日の直近の開庁日)

－ 農地法に基づく許可申請 －

農地の売買・貸し借りの許可 <農地法第3条>

- ・ 農地を農地としての利用（耕作）を目的とし、売買・贈与による所有権の移転を行う場合
- ・ 賃貸借・使用貸借などの使用設定する場合

※親子間の生前贈与についても、許可が必要で、耕作の目的でないと許可されません。

農地転用の許可 <農地法第4条・5条>

- ・ 農地を転用（住宅・倉庫等）する場合
(第4条の許可) 所有者自らの転用
(第5条の許可) 所有者以外の者が転用を行い、権利の異動や設定が伴うもの

※農地転用は、知事の許可となり、事業の計画書や資金計画等の書類も必要です。
必ず事前に農業委員会事務局へご相談ください。

農地の相続などの届出 <農地法第3条の3第1項>

- ・ 農地の所有者の死亡により、農地の相続が発生したとき

随時
受け付けています

詳しくは、農業委員会事務局まで、お問い合わせください。

お問い合わせ 農業委員会事務局（産業課内） ☎0746-62-0005

災害時に確実に情報をお届けするため

ヤフー株式会社と災害協定を締結しました

防災や災害に関する情報発信の多重化により、より迅速かつ的確に多くの村民に情報伝達を行うことを目的として、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しました。

協定の内容

- ・十津川村ホームページのキャッシュサイト（複製したサイト）がYahoo! JAPANのサーバー上に表示されるようになり、災害時に村ホームページへのアクセス集中を回避できます。
- ・「Yahoo!防災速報」アプリを通じて、緊急情報を村から配信できます。

「Yahoo! 防災速報」アプリとは

ヤフー株式会社が提供する、自治体からの「緊急情報」や「災害情報」をいち早くお知らせするサービスです。
スマートフォンをお持ちの人は専用アプリをダウンロードしてご利用ください。

Yahoo!防災速報アプリ



<https://emg.yahoo.co.jp/>

Yahoo! 防災速報アプリは
防災に関する情報が
たくさんあります。
みんなもチェックしてみてね。



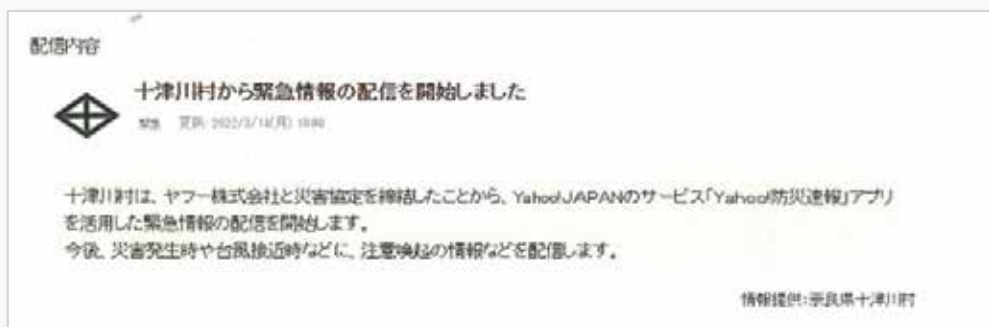
「Yahoo! 防災速報」アプリを通じた緊急情報の配信

「Yahoo!防災速報」アプリを通じて、自動配信される避難情報や、地震情報・豪雨予報などの災害情報に加えて、**今まさに伝えたい緊急情報を村から直接配信**します。

※「防災とつかわ」タブレットやアプリにも同じ情報が配信されます。

初回配信を5月下旬に行います

「Yahoo! 防災速報」で十津川村を設定している利用者に向けて、緊急情報の配信を開始することを通知する初回配信を5月下旬に行います。配信内容は次のとおりです。



お問い合わせ 総務課 総務・防災グループ ☎0746-62-0001

マイナンバーカードをつくりませんか？



マイナンバー

マイナンバーカード（個人番号カード）は、表面に氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されたプラスチック製のカードです。

マイナンバーカードがあれば…

- 免許証などと同様に顔写真入りの**公的身分証明書**として使えます。（免許証をお持ちでない人、または返還した人におすすめ）
- マイナンバーの提示と本人確認が同時にできます。
- e-taxなどの電子申請に利用できます。



個人番号カード（プラスチック製・写真あり）

マイナポイント第2弾 始まっています！

マイナポイントについて詳しくはこちら▶



1

マイナンバーカードを取得された人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人

最大 **5,000**円相当のポイント

申込開始時期 令和4年1月1日から

マイナンバーカードの申請期限

令和4年9月末まで

申込期限 令和5年2月末まで

2

マイナンバーカードを健康保険証としての利用申込みを行った人（既に利用申込みを行った人も含みます）

7,500円相当のポイント

申込開始時期 令和4年6月頃開始

マイナンバーカードの申請期限

令和4年9月末まで

申込期限 令和5年2月末まで

3

公金受取口座の登録を行った人（既に登録を行った人も含みます）

7,500円相当のポイント

申込開始時期 令和4年6月頃開始

マイナンバーカードの申請期限

令和4年9月末まで

申込期限 令和5年2月末まで

マイナポイントを予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、ご利用金額の25%分のポイント（上限5,000円分）がもらえるしくみです。

成年年齢引き下げに伴い有効期間が変更

申請日が令和4年3月31日までの人

- 有効期間 20歳以上 … 発行日から申請者の10回目の誕生日まで
- 20歳未満 … 発行日から申請者の5回目の誕生日まで

申請日が令和4年4月1日以降の人

- 有効期間 18歳以上 … 発行日から申請者の10回目の誕生日まで
- 18歳未満 … 発行日から申請者の5回目の誕生日まで

※外国人は、在留資格によって有効期間が異なります。詳細はお問い合わせください。

令和4年4月に民法の成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられました。

成年年齢の引き下げに伴い、マイナンバーの有効期間の成年基準も変更となっています。

お問い合わせ 住民課 ☎0746-62-0900



五 条消防署十津川分署 開所

大字折立 耐震性ある新庁舎に移転

4月6日、大字折立で五條消防署十津川分署の開所式が行われました。

開所式には奈良県広域消防組合・亀田忠彦管理者（檀原市長）らが出席。十津川村の小山手村長は「住民の生命・身体・財産の保護に重要な役割を担う新庁舎が完成したことは大変喜ばしい」と述べました。

旧庁舎は、昭和34年に建設された大字折立の元公民館を利用。建物の老朽化と耐震性の問題から、新庁舎への移転となりました。新庁舎は100メートルほど南西に離れた場所に建設され、南内浩司分署長以下、職員19人が3部制で勤務しています。



▲設備などの説明を聞く亀田管理者、小山手村長、温井村議会議長

春 の交通安全運動 村内各地で実施

交通ルール守って事故ないように



安 全運転 ドライバーに呼びかけ

4月6日から15日まで「春の交通安全県民運動」期間にあわせて、村内各地で啓発運動が行われました。

初日である6日には、警察官や交通安全協会などが役場前でドライバーに啓発物品を配りながら、交通ルールやマナーの順守を呼びかけました。

キ ャットポリス「安全運転してください」

4月14日には、上野地保育所の幼児たちがキャットポリスとなり、五條土木事務所工務第二課を訪れました。啓発物品を贈るとともに、幼児たちは安全運転を呼びかける歌を贈りました。



特 殊詐欺にも注意!

4月15日には大字平谷で交通安全とともに、特殊詐欺などの被害防止を呼びかけ、啓発物品を配りました。

年金支給日に金融機関を訪れる住民などに、「交通事故だけでなく振り込め詐欺などにも気を付けてほしい」と警察官らが呼びかけました。

奈良県広域消防組合管内では、焼却行為からの火災が令和3年中に119件、令和4年に入り36件発生しています(令和4年2月28日現在)。屋外での火の取り扱いには十分注意してください。

焼却行為からの火災が多発しています!!



※例外を除き「野焼き」は法律で禁止されています。

- ・例外として焼却する場合であっても消火用具を焼却前に確実に準備してください。
- ・乾燥注意報発表時、強風時は焼却行為をしないでください。
- ・一度に多量の焼却は、延焼拡大の可能性があるので避けてください。
- ・焼却行為中はその場を離れないでください。
- ・その場を離れるときは、火が完全に消えたことを確認してください。
- ・焼却行為を実施する前には、必ず「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」を消防署に提出してください。

お問い合わせ 奈良県広域消防組合 五條消防署十津川分署 ☎0746-64-1190

情報ひろば

マークの見方 甲申し込み 時日時 所場所 問お問い合わせ

お知らせ

〔大淀養護学校
保護者説明会・体験学習〕

知的障害のある幼児や児童の保護者などに養護学校の教育についての理解と認識を深められるよう、説明会などを行います。

〔小学部〕

○就学説明会

時 5月19日(木)と20日(金)

10時～11時30分

△対象▽令和5年4月に小学生となる知的障害のある幼児の保護者

○就学相談(個別体験学習)

時 6月7日(火)～12月中旬

10時～11時30分

〔中学部〕

○第一回体験学習

時 6月13日(月)～27日(月)

9時30分～正午

△対象▽知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の教員ほか

○教育相談：事前申込が必要

問 奈良県立大淀養護学校

吉野郡大淀町下刈414-1

☎0747-52-7655

人権相談・行政相談 合同相談会の開催

人権と行政について合同相談会を開催します。ぜひご利用ください。

時 6月8日(水) 10時～12時
所 十津川村体育文化センター
会議室(大字湯之原)

問 住民課

☎0746-62-0900

募集

〔奈良県広域消防組合職員採用〕

奈良県広域消防組合では、令和5年4月1日採用予定の消防職員を募集します。

募集区分

大学区分
短大区分
救命士区分

甲 詳細は、5月中旬にホームページにて掲載します。

↑<https://www.narakk119.jp>

問 奈良県広域消防組合消防本部

人事企画課 人事係

(橿原市慈明寺町149の3)

☎0744-20-1119



| | | | |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 役場代表 | — 庁舎2階 — | — 庁舎1階 — | — 庁舎3階 — |
| 電話 0746-62-0001 | 総務 (総務・防災)62-0001 | 住民 62-0900・62-0911 | 福祉 62-0901・62-0902 |
| FAX 0746-62-0210 | (企画)62-0910 | 財政 62-0903 | 施設 62-0905 |
| IPフォ 050-5004-6720 | (観光)62-0004 | 建設 62-0033(直通) | 出納 62-0906 |
| 050-5004-6721 | (農業)62-0005 | (道路)62-0904 | |
| 050-5004-6722 | (林業)62-0909 | (ダム)62-0907 | |
| | 教育 62-0003・62-0067 | (水道)62-0908 | |

| | |
|------------------|-----------------------|
| — 庁外 — | — 役場以外 — |
| 衛生センター 63-0391 | 森林館(古ル野) 62-0567 |
| 小原診療所 63-0040 | 滝の湯 62-0400 |
| 歴史民俗資料館 62-0137 | 高森の郷 64-1800 |
| | 森林組合 64-0301 |
| | 五條消防十津川分署 64-1190 |
| し尿処理場 63-0291 | 道の駅十津川郷 63-0003 |
| 上野地診療所 68-0207 | 庵の湯 64-1100 |
| 体育文化センター 63-0067 | 社会福祉協議会 64-0666 |
| | 商工会 62-0132 |
| | 五條消防大塔分署 0747-36-0317 |
| 観光協会 63-0200 | |
| 泉湯 62-0090 | |
| 温泉プール 64-0762 | |
| 北部保健センター 68-0017 | |
| 十津川警察庁舎 63-0110 | |

村立小中学校の入学式が行われました

新型コロナウイルス感染症対策をとりながらの開催

教育だより

第164号

体育施設のご紹介

村の体育館を利用してみませんか？
村民などで組織される団体であれば、使用料の減免が受けられます。
詳しくは教育委員会事務局までお問合せください。

- 十津川村体育文化センター
【場所】大字湯之原714番地の2
【施設】アリーナ・サブアリーナ
会議室
- 十津川村民ひろば
【場所】大字折立285番地
【施設】アリーナ
ミーティングルーム

- 開館時間(共通)
月曜12:00～土曜18:00のうち
9:00～22:00の時間帯
※祝日・年末年始は休館します
※休館中の利用についてはご相談に応じます

4月7日に十津川第一小学校と第二小学校で、また、4月8日に十津川中学校で入学式が行われました。新入生の人数は、十津川第一小学校が6人、十津川第二小学校が5人、十津川中学校が18人でした。式は、新型コロナウイルス感染症対策のため、来賓や保護者の人数を制限しての開催となりました。中学校では校歌斉唱ではなく清聴になるなど、例年とおりの入学式とはなりませんでしたが、小中学校ともに、新入生は元気な姿で新たな学校生活の第一歩を踏み出しました。

ご入学、おめでとうございます！



十津川中学校



十津川第一小学校



十津川第二小学校

新一年生の安全を願って

事故・事件防止物品の寄贈



4月4日、役場教育長室で、子どもの交通安全や、事件・事故防止のための物品の寄贈を受けました。
贈呈式では、奈良県交通安全協会などより「交通安全ランドセルカバー」と「交通安全ワッペン」を、公益財団法人奈良県防犯協会より「いかのおすし防犯ブザー」と「いかのおすしメッシュケース」を寄贈いただきました。
寄贈いただいた物品は、各村立小学校の新1年生に配られ、児童の交通安全のために活用させていただきます。寄贈にご協力くださった皆さんに、感謝申し上げます。ありがとうございました。



一般
『月夜の森の泉』
小池 真理子／著

病と死に向き合う不安を、作家夫婦はどのように生きたのか。残された「かたわれ」は、行き場のない悲しみと生きていく——。近年稀に見る反響の朝日新聞連載を単行本化した、喪失エッセイ52編。



児童
『時短料理研究家・るこの冷凍コンテナ弁当』
るこ／著

生の食材に調味料をかけて冷凍し、朝にレンジでチンするだけ！火を使わないでおかず3品がいつんに完成する「冷凍コンテナ弁当」の作り方101選を紹介する時短レシピ本。



のら文庫
役場玄関入ってすぐの文庫です。図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。
開館／平日 8:30～17:15
休館／役場の閉庁日
◆貸出上限 ひとり5冊
◆貸出期間 3週間まで

◆新着おすすめ図書◆



高校だより



学校行事

第77回入学式・入寮式

4月11日に本校体育館で第77回入学式が行われました。今年度も新型コロナウイルス感染防止のため、在校生のいない形での開催となりましたが、厳粛な雰囲気の中挙行し、ふるさと共生コース6人、木工芸・美術コースが9人の計15人が新たに十津川高校の一員となりました。新入生のこれからの活躍に期待します。

また入寮式では、新たに男子6人、女子3人が入寮しました。地域の方々に大変お世話になるとは思いますが、3年間の寮生の成長も見守っていただきますようよろしくお願いいたします。



新入生歓迎会

4月15日の午後から生徒会役員を中心に新入生歓迎会を行いました。

まだ学校生活に慣れていない新入生を先輩たちが引っ張る形で、前半は十津川高校の特徴を説明し、オープニングイベントや学校紹介ムービーを上映しました。また、後半は部活動紹介が行われ、運動部、文化部それぞれの部員が一生懸命勧誘をしていました。



令和3年度卒業生の進路先報告

令和3年度卒業生の進路は就職14人(県内就職10、県外就職2、公務員2)、進学17人(四年制大学4、短期大学1、専門学校12)となりました。様々な形で御支援いただきありがとうございました。

| | |
|-----|--|
| 就職先 | (株)十川ゴム奈良工場、(株)ツバキナカシマ、(株)ムラキ、三和澱粉工業(株)(2)、スポーツセンター田原本、(株)櫻井、(株)サイプレスクラブ、トルクスプレジヤパン(株)奈良支店、(株)亀田、(株)山食、山崎製パン(株)航空自衛隊、海上自衛隊 |
| 進学先 | 〈大学〉明治国際医療大学、皇學館大学、帝塚山大学、鈴鹿医療科学大学 〈短大〉奈良芸術短期大学 〈専門学校その他〉奈良県立高等技術専門校、奈良調理短期大学校、大阪動物専門学校(2)、高津理容美容専門学校、京都調理師専門学校、専門学校HAL大阪、大阪動植物海洋専門学校、清風情報工科学院、大阪情報コンピュータ専門学校、上田安子服飾専門学校、ヴェールルージュ美容専門学校 |

部活動

野球部



4月16日にロートスタジアム奈良(奈良市営鴻ノ池球場)で令和4年度春季近畿地区高等学校野球大会奈良県予選1回戦に出場し、郡山高校と対戦しました。

結果は0対21で敗れてしまいましたが、今回の試合での課題を克服し、夏の大会で活躍してくれることを期待します。





認知症は地域での支えあい、助け合い

十津川村では高齢化率が46.5%(令和4年4月1日現在)、同時に認知症の人数も年々増加しています。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」が大切です。

認知症の人を家族だけで支えていくのは、その家族にとって身体的・精神的に大きな負担となります。家族の介護は、悩みや不安を一人で抱え込み孤独になりやすいため、近隣住民や行政など、地域全体で支えていくことが大切です。

そこで十津川村では認知症サポーター養成講座をとおして、支えあい・助け合いを自然な形でおこない、認知症の人と共生する地域づくりを推進しています。



認知症サポーター養成講座を開催してみませんか

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で温かく見守り手助けする応援者のことです。

みなさんが末永く安心して暮らしていける地域づくりを目指して、認知症サポーター養成講座を開催する団体・グループを募集しています。



| | |
|------|--|
| 講座内容 | 認知症の症状や認知症の人への対応など |
| 講師 | 十津川村地域包括支援センター職員 |
| 対象 | 十津川村内の企業・各団体・グループ (例：サロン・老人会・婦人会・企業団体・小中学校など) 5人以上の参加者を集めていただければ、開催可能です。 |
| 開催時間 | 1時間半程度 |
| 開催場所 | 企業・各団体・グループで設定してください。 (できる限り広い会場での設定にご協力をお願いします。) |
| 申込方法 | 十津川村福祉事務所 地域包括支援センターにお申込みください。 |

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0901

みなさんの介護保険料が介護保険を支えています!

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみであり、その財源の半分は、皆さんに納めていただく介護保険料でまかなわれています。

介護保険料は、40歳から64歳までは国民健康保険や社会保険などの保険料に含めて、65歳からは年金からの天引きや納付書で納めます。

介護や支援が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

令和4年度 介護保険料

| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料(年額) |
|------|---|--------------|----------|
| 第1段階 | ●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額 ×0.30 | 24,300円 |
| 第2段階 | ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 | 基準額 ×0.50 | 40,500円 |
| 第3段階 | ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人 | 基準額 ×0.70 | 56,700円 |
| 第4段階 | ●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額 ×0.90 | 72,900円 |
| 第5段階 | ●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人 | 基準額 ×1.00 | 81,000円 |
| 第6段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額 ×1.20 | 97,200円 |
| 第7段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 基準額 ×1.30 | 105,300円 |
| 第8段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 基準額 ×1.50 | 121,500円 |
| 第9段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人 | 基準額 ×1.70 | 137,700円 |

※第1～3段階は、令和元年10月に消費税率変更に伴い、公費負担による軽減措置後の保険料率及び保険料です。

※令和4年度分の介護保険料決定額については、6月に個別の通知によりお知らせします。

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0901



社会保険（会社にお勤めの人及びその扶養家族の人）に加入している人へ

「がん検診申込みのお知らせ」

十津川村在住で社会保険に加入されている人のうち、会社などでがん検診を受ける機会がない人、その扶養家族の人は、村で実施するがん検診を500円で受けることができます。

1. 日程表

| 日程 | 検診場所 | 検診項目 |
|---------|--------------|--|
| 8月1日(月) | 平谷地区生活改善センター | 胃がん検診 肺がん(結核)検診 前立腺がん検診 大腸がん検診 胃がんリスク検診 |
| 8月2日(火) | 北部保健センター | |
| 8月3日(水) | 十津川村住民ホール | |
| 8月4日(木) | | |
| 8月5日(金) | 竹筒公民館 | |

※ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の人の健康診査と同日になります。

※ 前立腺がん検診は、原則3年に1回の検診です。

※ 胃がんリスク検診は、過去に受けたことがない人が対象です。一度受けたら再度受ける必要はありません。

2. 検診費用

| 胃がん(胃がんリスク) | 肺がん(結核) | 大腸がん | 前立腺がん |
|-------------|--------------------|------|------------|
| 500円 | 肺がん・大腸がん検診セットで500円 | | 500円(男性のみ) |

3. 申込方法

お電話でお申し込みください。 住民課 ☎0746-62-0911

※ **国保**(国民健康保険)及び**75歳以上**(後期高齢者医療制度)の人は、個別通知でお知らせしている案内をご覧ください、同封の**返信用封筒**でお申し込みください。

申込み締め切り：令和4年5月31日(火)まで

※新型コロナウイルス感染症拡大により中止する可能性があります。あらかじめご了承ください。

5月31日は、

世界禁煙デー

禁煙期間 5月31日～6月6日



※ がんによる死亡のうち男性で34%、女性で6%はたばこが原因だと考えられています。

国立がん研究センターホームページより

お問い合わせ 住民課 ☎0746-62-0911



年金だより

年金記録の

「よくある相談事例」

みんなが知りたい「あんなこと」「こんなこと」



国民年金記録

Q. 年金手帳では「昭和35年10月1日加入」となっているのに、日本年金機構の年金記録では「昭和36年4月1日加入」とあります。なぜですか？

A. **国民年金保険料の納付が始まったのは「昭和36年4月」からです。**
昭和35年10月から昭和36年3月までは国民年金法の準備期間で、実際に保険料を納めていただくようになったのは昭和36年4月からです。そのため、年金加入記録では「昭和36年4月1日加入」と表示しています。

Q. 結婚してサラリーマンである夫の被扶養者になりましたが、昭和61年3月までの国民年金第3号被保険者の記録がもれています。なぜですか？

A. **国民年金第3号の制度が始まったのは「昭和61年4月」からです。**

昭和61年3月までは、厚生年金保険などの被用者年金制度^{※1} 加入者の配偶者には、国民年金への強制的な加入義務はなく、申出により加入できる「任意加入」となっていました（任意加入をしていなくても「カラ期間（合算対象期間）」^{※2}として年金の受給資格期間に含めることができます）。

※1 厚生年金保険、船員保険、共済組合など民間企業や官公庁などに雇用されている人が加入する年金制度のことです。

※2 受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

Q. 国民年金第3号被保険者である妻の保険料は、夫の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないのですか？

A. **ご主人のお給料から天引きされているわけではありません。**

国民年金第3号被保険者^{※3}の人の保険料は配偶者の加入する被用者年金制度から拠出金として負担しており、ご主人がご夫婦二人分の保険料を納めているわけではありません。

※3 国民年金第3号被保険者の期間は「保険料納付済期間」となります。

お問い合わせ

大和高田年金事務所

☎0745-22-3531

住民課(国民年金窓口)

☎0746-62-0900

(検診)を受診しましょう!!

夏の総合健診とは、国民健康保険の「特定健康診査」と後期高齢者医療制度の「健康診査」の総称です。

| 検査項目 | | | | | | | |
|------|------|------|-------|---------|------|-----|-------|
| 心電図 | 貧血検査 | 眼底検査 | 腹部エコー | 肺がん(結核) | 大腸がん | 胃がん | 前立腺がん |
| ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ×※2 | ○ |
| ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ×※2 | ○ |
| ○ | ○ | △※3 | × | × | × | × | × |

○：実施 △：医師が必要と認めた時のみ ×：実施しない

※1 基本項目について、身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、血圧測定、血液検査(脂質、肝機能、血糖)、検尿、問診、診察の全ての検査を受けていただきます。**一部の検査のみを受けることはできません。**

※2 胃がんリスク検診は実施可能です。(血液検査で胃がんになりやすい状態か確認する検査)

※3 検査機器がない医療機関では実施できません。

健診(検診)申込み方法

対象者:昭和58年4月1日までに生まれた人

| | |
|---------------|--|
| 国民健康保険の人 | 基準日(4月1日)から引き続き、左記に加入中の 人へ、5月中旬ごろに個別に 申込書を送付 します。ご返送ください。 |
| 後期高齢者医療制度の人 | |
| 生活保護を受けられている人 | |
| 社会保険の人 | 基本項目については、けんぽ協会へ がん検診については、役場住民課へ お申し込みください。 |

■申込期限: **5月31日(火) 必着**

お問い合わせ:住民課 ☎ 0746-62-0911 (直通)

※新型コロナウイルス感染症拡大により中止する可能性があります。あらかじめご了承ください。

十津川村夏の総合健診

検査項目をご確認のうえ、ご都合の良い健診(検診)場所をお選びください。

| 日 程 | 健診の種類 | 健 診 場 所 | ※1 基本項目 |
|---------------------------------|-------|--------------------|------------|
| | | | |
| 8月1日(月) | 集 団 | 平谷地区生活改善センター | ○ |
| 8月2日(火) | | 北部保健センター | |
| 8月3日(水) | | 住民ホール | |
| 8月4日(木) | | 住民ホール | |
| 8月5日(金) | | 竹筒公民館 | |
| 9月 7日(水) 10月 5日(水) 10月26日(水) | 個 別 | 小原診療所 | ○ |
| 8月1日(月)~12月28日(水) | 個 別 | 中川医院 | ○ |
| 7月1日(金)~翌年1月31日(火) | 個 別 | 県内医療機関(病院・クリニックなど) | ○ |

【注意事項】

- 1.胃がん(バリウム)検診は、集団健診のみで実施
- 2.集団健診で実施する、腹部超音波(エコー)検査は、時間の都合上、希望者のみ実施
- 3.県内医療機関は、基本項目、心電図、貧血検査の実施
- 4.9月7日(水) 10月5日(水) 10月26日(水)の健診日は、上野地診療所・小原診療所は休診とさせていただきます。

健診(検診)費用一覧

| 健診(検診)の種類 | 自己負担 |
|-------------------|---------|
| 健診基本項目等※ | 500 円 |
| 胃がん検診(又は胃がんリスク検診) | 500 円 |
| 肺がん(結核)、大腸がん検診 | 500 円 |
| 前立腺がん検診(男性のみ) | 500 円 |
| 合計(最大) | 2,000 円 |



※健診基本項目等には、心電図と貧血検査を含んでいます。

十津川料理帖

vol. 02 ごんぱち(いたどり)

表面の皮をむく▶
穂先は取り除く。



◀色が黄緑からくすんで黄色っぽく
なったら、水に浸して一晩おく。

下処理(アク抜き)

- 1 ごんぱちを熱湯あつゆにくぐらせて、熱いうちに皮をむきます。
- 2 湯につけて、ごんぱちの色が黄色くなったら、水にさらし、そのまま一晩おきます。



作りかた

ごんぱちの炒め煮

- 1 ごんぱちを食べやすい長さに切ります。
- 2 油でごんぱちを炒めて、みりん、砂糖、しょう油で味付けします。



ごんぱちの胡麻味噌和え

- 1 ごんぱちを食べやすい長さに切ります。
- 2 味噌に酢、砂糖を加えて混ぜておきます。
- 3 ごんぱちに、2とすり胡麻を加えて混ぜます。



ごんぱちの煮物

- 1 ごんぱちを食べやすい長さに切ります。
- 2 だし汁、砂糖、しょう油、酒で味付けをして、ごんぱちを入れて煮ます。



ひつじ

虎杖(いたどり)は日本各地に自生する春の山菜。十津川村では「ごんぱち」と呼ばれることが多いのでは。

春に山野や道端などで、真っすぐに伸びてくる若芽を摘みます。摘んですぐ皮をむいて、(あれば砂糖をかけて)生食もしたそうですが、そのままでは酸味が強いので、下処理をしてから食べると良いでしょう。

(取材協力 下垣弘子さん)

人のうごき

(敬称略)

おくやみ

中川 順夫 82歳 4月6日(平谷)
北村 エミ 89歳 4月10日(込之上)
岡本 一男 101歳 4月19日(山手谷)
亀本 安久 74歳 4月20日(七色)

●十津川村の住民基本台帳人口●

(令和4年5月1日現在)

○世帯数・・・1,699世帯(+11世帯)

○人口・・・2,997人(+4人)

男・・・1,525人(+3人)

女・・・1,472人(+1人)

()は前月比

てんいち先生



おたんじょうび おめでとう



いぶき
後木 惟希 ちゃん(山崎)

4月1日生まれ(満1歳)

いつもニコニコの惟希くん

お誕生日おめでとう!! 笑顔で元気に育ってね

父…雅貴 母…梓

お誕生日のお子さん募集中!

3歳まで

掲載を希望される人は、お子さんの写真と次の項目をご準備のうえ、総務課企画グループへ郵送またはメールでお申し込みください(掲載月の前月20日までにお送りください)。

【必要項目】

①お子さんの氏名(ふりがな) ②お住まいの大字 ③生年月日

④お子さんにひとこと(文字数が多い場合は修正します)

⑤保護者氏名

(申込先)総務課企画グループ(十津川村大字小原225-1)

✉tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp

販売開始

十津川村史 歴史資料編 (近世1)

●全298ページ

●一般価格 2,000円

村民価格 1,000円

●配送可

(送料・振込手数料要負担)



販売窓口：教育委員会事務局 ☎0746-62-0003

今月の「とつかわテレビ」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!
(第1ch)9:00~、17:00~

●五條消防署十津川分署 開所式

●春の交通安全 啓発活動



●石楠花(しゃくなげ)開花 21世紀の森・紀伊半島森林植物公園

今月の「ぐっと!奥大和」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!
(第1ch)13:00~、20:05~

こんにちは。十津川村地域おこし協力隊の角田華子です。

今月の「ぐっと!奥大和」、テーマは「奥大和のお取り寄せ」。新酒の販売が開始された、純米酒 谷瀬を紹介しています。

今年の谷瀬は、どんな味なのでしょう。頂くのが待ちきれません!



あとなぎ

▶百花繚乱の春、花暦は目まぐるしく変化して、山々の新緑が目鮮やかになりました。季節が過ぎるのもあつという間でびっくりしています。大人になってから、時間の経過が早く感じます。「時間の長さの感じ方は、年齢の逆数に比例する」というジャーネの法則。人生における「1年」の比率が年を取ると小さくなるからだそうです。ただ、

体感時間の長さは、新しい刺激が多いかどうか、充実度が高いかにもよるとも言われますよね。来年の今ごろに、「もう1年経ったわ…。でも内容の濃い1年だった!」と思えるように、なにか新しいことを始めたいです。とりあえず、今年度こそ運動不足解消に体を動かそうかな、と思ってからいつの間にかひと月が経っていました。(弓場)

●今月の表紙 芝桜に蝶(大字武蔵)

集落の絶景

21世紀の森の石楠花(大字小川)

撮影:佐古金二郎さん(大字小原)



くらしのカレンダー

●…診療情報 ▲…イベント情報

※行事予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|------|------|------|------|---------------------|------------------|-----------------|
| 5/8 | 5/9 | 5/10 | 5/11 | 5/12 ●整形【小原・上野地】 | 5/13 ●休診【上野地】 | 5/14 ●土曜【小原】 |
| 5/15 | 5/16 | 5/17 | 5/18 | 5/19 ●消内【小原】 | 5/20 | 5/21 |
| 5/22 | 5/23 | 5/24 | 5/25 | 5/26 ●整形【小原】 | 5/27 | 5/28 ●土曜【小原】 |
| 5/29 | 5/30 | 5/31 | 6/1 | 6/2 ●整形【小原・上野地】 | 6/3 | 6/4 |
| 6/5 | 6/6 | 6/7 | 6/8 | 6/9 ●消内【小原】 | 6/10 | 6/11 ●土曜【小原】 |

文字表記

土曜…土曜診療日
整形…整形外科診療日
消内…消化器内科診療日
休診…休診日
上野地…上野地診療所
小原…小原診療所

受付時間

土曜診療日 小原 8:30~11:00
整形外科診療日 小原 8:30~11:00
上野地 14:00~15:00

お問い合わせ

小原診療所 ☎0746-63-0040
上野地診療所 ☎0746-68-0207



隔月第3水曜日 開催!

五條市の北本弁護士による

無料法律相談

日時 偶数月(4・6・8・10・12・2月)の第3水曜日 14時~17時
場所 役場第1会議室(場所は変更される場合があります)
※毎月3人まで相談可(電話予約が必要です)
申・問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで ☎0747-22-8005

みなさまのご相談をお待ちしています